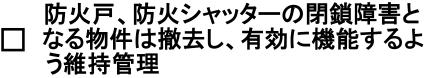
## 自分たちにできること~大きなチカラ~

# あなたの「ちょっと」が大きな被害に・

☆以下の内容をチェックしてください	<u>ا</u> ۱
-------------------	------------

- 防火・防災管理者の選任及び防火・防災管理者による消防計画 の作成・届出(消防法第8条・第36条)※建物等により異なりますので詳しくはお問合せください。 ※防火・防災管理者は、各講習の修了者等、資格を有する者から選任する必要があります。 また5年以内ごとに再講習の受講も必要です。
- 消防計画に基づく消火・避難・通報訓練の実施(消防法第8条・第36条)
- 避難通路及び避難口前に物件を存置せず、 適正に維持管理

(消防法第8条の2の4)



(消防法第8条の2の4、奈良県広域消防組合火災予防条例第40条)

防火戸、防火シャッター、避難口は、

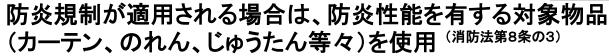
有効に機能するよう維持管理

防火区画が形成されず 皮害拡大の恐れあり!

消防用設備等が適正に機能するよう維持管理

するとともに、定期点検の実施及び結果報告

(消防法第17条の3の3)



厨房設備がある場合、 周囲の可燃物を除去 するとともに、油脂等 の清掃を定期に行い、 適正に維持管理

(奈良県広域消防組合 火災予防条例第2条の4)







#### ★裁判事例

# 適正に管理していなかった結果、刑事責任又は 民事責任を負った事例があります。

#### T市カラオケボックス火災



避難器具及び使用可能な消火器を設置せず、 従業員に対し訓練を実施しなかった。

元経営者



#### 禁錮4年



サラダ油を過熱したままその場を離れた。 また、適切に初期消火ができなかった。

元アルバイト店員

合計約2億9 千万円の損害 賠償(建物所 有者含む)

#### S区ビル火災





火災のあった店舗内の状況を十分に把握して点検し、 店舗経営者に対し、適切な指導を行うべきであったのに怠った。

ビル所有者 統括防火管理者



### 禁錮1年8月、執行猶予3年



店舗避難口前に避難の障害となる物件を存置。 消火器が使えず、自動火災報知設備の熱感知器も作動しない と知りながら対策を怠った。

元店舗経営者



### 禁錮2年6月、執行猶予5年

他にも、新宿歌舞伎町雑居ビル火災等、 「避難口の障害物の存置」や 「消防用設備等の不備」等を見過ごしたことにより、多くの人命が失われ た火災事例が多くあります。

大切な 命 を守るために、<u>継続した消防法令の遵守</u>をお願いします。 また、改装や模様替え等で何か変更が生じる場合は、必ず<u>事前にご連絡</u> をお願いします。

お問合わせ:奈良県広域消防組合消防本部

予防部査察規制課 電話:0745-78-1192